

議案第 29 号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成 26 年 6 月 2 日

提出者 瑞穂町長 石 塚 幸右衛門

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）
第179条第1項の規定により専決処分する。

瑞穂町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例

平成26年3月31日

瑞穂町長 石 塚 幸右衛門

瑞穂町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例

(瑞穂町国民健康保険税条例の一部改正)

第1条 瑞穂町国民健康保険税条例(昭和40年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「14万円」を「16万円」に改め、同条第4項ただし書中「12万円」を「14万円」に改める。

第11条中「14万円」を「16万円」に、「12万円」を「14万円」に改め、同条第2号中「(当該納税義務者を除く。)」を削る。

(瑞穂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 瑞穂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例(平成26年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第11条に1号を加える改正規定中「(当該納税義務者を除く。)」を削り、「35万円」を「45万円」に、「前号」を「前2号」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の瑞穂町国民健康保険税条例の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成25年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

第1条による改正

瑞穂町国民健康保険税条例 新旧対照表

新	旧
<p>第1条 略 (課税額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>16万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>16万円</u>とする。</p> <p>4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者(国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。)である世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>14万円</u>を超える場合においては、介護納付金課税額は、<u>14万円</u>とする。</p> <p>第3条から第10条の8 略 (国民健康保険税の減額)</p> <p>第11条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が51万円を超える場合には、51万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>16万円</u>を超える場合には、<u>16万円</u>)並びに</p>	<p>第1条 略 (課税額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>14万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>14万円</u>とする。</p> <p>4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者(国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。)である世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>12万円</u>を超える場合においては、介護納付金課税額は、<u>12万円</u>とする。</p> <p>第3条から第10条の8 略 (国民健康保険税の減額)</p> <p>第11条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が51万円を超える場合には、51万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>14万円</u>を超える場合には、<u>14万円</u>)並びに</p>

同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が14万円を超える場合には、14万円)の合算額とする。

(1) 略

アからウ 略

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者 _____ 及び特定同一世帯所属者 _____ 1人につき24万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

アからウ 略

第11条の2から第15条 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の瑞穂町国民健康保険税条例の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成25年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が12万円を超える場合には、12万円)の合算額とする。

(1) 略

アからウ 略

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者(当該納税義務者を除く。)及び特定同一世帯所属者(当該納税義務者を除く。)1人につき24万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

アからウ 略

第11条の2から第15条 略

第2条による改正

瑞穂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新	旧
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第11条 略</p> <p>(1)(2) 略</p> <p>(3)法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者_____及び特定同一世帯所属者_____1人につき<u>45万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(<u>前2号</u>に該当する者を除く。)</p> <p>アからウ 略</p> <p><u>附 則</u></p> <p>(<u>施行期日</u>)</p> <p><u>1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。</u></p> <p><u>2 略</u></p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第11条 略</p> <p>(1)(2) 略</p> <p>(3)法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者(<u>当該納税義務者を除く。</u>)及び特定同一世帯所属者(<u>当該納税義務者を除く。</u>)1人につき<u>35万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(<u>前号</u>に該当する者を除く。)</p> <p>アからウ 略</p>